

文星芸術大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024 年度大学評価の結果、文星芸術大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

文星芸術大学は、学是「三敬精神」を教育の基盤とし、教育理念を踏まえて「豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根ざした優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成すること」を教育目的として定めている。また、大学の理念・目的、学部・研究科における目的等を実現するために「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和 5 年度～9 年度（5 カ年）」を定め、そのもとで各種の取り組みを進めている。

教育理念・教育目的に基づく 3 つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））を定め、これを踏まえて体系的な教育課程を編成するとともに、「文星・芸術文化地域連携センター」を中心に社会貢献活動に取り組み、栃木県全域にわたる市町村と地域資源の発掘及びまちづくり活動の連携協力協定を締結し、これに基づき自治体・企業等からの依頼を受けて文化財の修復や商品パッケージ、ロゴマーク、キャラクター等のデザインを行うなど、大学の専門分野を生かした社会連携を展開している。これらの取り組みは、学生のスキルアップ、キャリア教育としても機能させながら、芸術を生かした地域活性化に貢献しており、大学が掲げる教育理念に資する取り組みとして高く評価できる。

一方で、重大な問題が複数みられる。当該大学では、2017 年の本協会の大学評価（認証評価）結果において、学生の受け入れ、財務状況、内部質保証について、問題があるとの指摘を受け、3 年間の期限付きでの適合認定となっている。その後、2020 年の再評価の結果では、引き続き、学部の定員管理の徹底と内部質保証システムを機能させるよう改善勧告の指摘を受け、その他 4 点の努力課題も示されたものの、上記 3 点の問題については、近い将来における改善の蓋然性が認められることから、大学基準に適合しているとの判定を受けている。

今回の評価において、まず、学生の受け入れについては、オープンキャンパスのプログラムの改善や、県内外の高等学校を計画的に訪問するなど、学生募集活動に取り組むことで、2017年の大学評価（認証評価）及び2020年の再評価時に比して、一定の改善状況がみられる。一方で、財務状況については、定員未充足の状態が続いていることに起因し、依然として厳しい状況が続いている。そのため、法人に設置している各学校の財務状況も踏まえ、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和5年度～9年度（5ヵ年）」に示した収支改善策を実行することにより、安定した財務基盤の確立に向けた取り組みが求められる。

次に、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）について、2017年の大学評価（認証評価）時には、授業評価アンケートの結果を踏まえた授業改善は個人に委ねられていることから、より組織的なFD研修を行うこととの指摘を受けていたが、現在もなお、授業評価アンケートの結果を踏まえた組織的なFDなどは実施しておらず、教育改善を目指したFD活動及び教育改善以外の教員の諸活動に関する資質向上を目指したFD活動のどちらも実施していない。教育課程を担う教員の資質向上は教育研究活動の質の保証・向上にもつながることから、早急な実施が求められる。さらに、スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）について、2017年の大学評価（認証評価）時には、「SD研修会」を毎年度実施していたが、現在はこれらの取り組みは実施しておらず、教員も含めた教職協働での大学運営に必要な知識や技能等を研修する機会は設けていない。大学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に応じる教職員の職能開発はますます重要になっており、早急な実施が求められる。なお、FD、SDに関しては、大学及び大学院設置基準において、学生に対する教育の充実を図るため、また、教育研究活動等の適切かつ効果的な大学運営のため、組織的な研修を行うことが定められていることから、その重要性に鑑み、速やかに計画を策定し、これを実施する必要がある。

これらの法令要件が遵守されていない状況について、定期的な点検・評価を行うことで、課題、問題点については改善に向けた取り組みを行い、特色ある取り組みは伸長する必要がある。また、大学教育の質を保証する第一義的責任は大学自身にあることから、内部質保証システムを十全に機能させ、恒常的・継続的に大学教育の質の保証及び向上に取り組まなければならない。当該大学においては、内部質保証の推進に責任を負う組織を「自己点検・評価委員会」と位置づけることを「内部質保証に関する方針」に定め、内部質保証を推進する体制について「文星芸術大学自己点検・評価規程」に定めている。なお、2020年の再評価結果において、自己点検・評価の実施頻度が明確化されておらず、内部質保証に関わる組織の役割分担についても明確になっていないことに加え、自己点検・評価報告書は作成・公表がなされていないことが指摘されていた。しかしながら、自主的・定期的な点検・評価については、大学評価（認証評価）申請に際して実施した以外に行っていない。自己点検・評価を実施する

目的、実施頻度、役割分担等、大学の実態に即した内部質保証の仕組みを企画・設計したうえで、定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組むよう是正されたい。あわせて、大学において実施した点検・評価の結果は速やかに公表することが法令で義務付けられているため、これを適切に実行するよう是正されたい。

その他の改善すべき課題として、学位授与方針に示した学生の学習成果の測定について、アセスメント・ポリシーを定め、卒業時アンケート、学修ポートフォリオ等を導入し、学生の学習成果の把握・評価に取り組んでいるものの、学部・研究科ともに学位授与方針に示した学習成果との関係性が不明瞭であり、多角的かつ適切な方法とはいえないため改善が求められる。

今後は、教職員一丸となり、内部質保証を推進するための仕組みを企画・設計したうえで、定期的な点検・評価を着実に実施し、大学全体のPDCAサイクルを適切に機能させることにより、教育研究活動の質の改善・向上を推進し、大学の更なる発展につなげることを期待したい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

学是「三敬精神」を教育の基盤とし、大学の教育理念として「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を研究教授し、知的、道徳的および応用的能力を展開し、学業を通じて人格を陶冶するとともに、歴史的変化への適応能力と総合的な判断力を培い、芸術を志す者の個性尊重を基本とし、創造的、自律的に行動する人間性豊かな人材を育成し、社会の文化向上に寄与すること」を定めている。この教育理念に基づき、教育目的として「豊かな教養と人間形成に支えられた専門家育成、伝統と最先端の双方に根ざした優れた美意識を持った人材の育成及び日本と他国の文化を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の育成並びに広く文化に貢献できる人材を育成すること」、教育目標として「現代の芸術、テクノロジーや産業のあり方を社会的・文化的視点から絶えず問い、生活世界へと豊かに再編していく『統合』されたパワーを発揮できる人材を育成すること」を定めている。

また、大学院においても、学是に基づき、大学院の教育理念を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、教育研究を通じて人格を陶冶するとともに、学部の教育体系を基礎に、より高度な専門知識・能力及び研究を修めた

人材を養成し、文化の進展に寄与すること」を定めている。この教育理念に基づき、教育目的として「優れた芸術作品制作者、有能な研究職従事者の養成、伝統と最先端の双方に根差した高度な優れた美意識を持った人材の養成及び広く文化に貢献できる人材養成並びに文化を大切にする姿勢が他（国）を理解し、互いに影響を与えるこれからの国際人の養成」を定めている。教育目標として、博士前期課程においては、「学部教育において修得してきた制作技術と造形理念及び芸術理論を踏まえ、より高度な専門知識・能力を持った人材」を養成すること、博士後期課程においては、「造形創作を人と環境との調和を視点に理論展開し、創作研究系も高度に洗練された造形表現手法の研究に力点を置きながら新しい芸術研究の展開ができる人材」を養成することを定めている。

以上のことから、学是を基盤に大学・大学院ともに教育理念を定め、これを踏まえて、大学及び大学院課程ごとの教育目的及び教育目標を明示しているといえる。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学・大学院の教育理念、教育目的及び教育目標は、「文星芸術大学学則」（以下「学則」という。）及び「文星芸術大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）に定めている。

学則及び大学院学則をホームページ及び学生便覧に掲載することで、社会に対し公表を行っている。また、学生に対して、全学的行事、入学時のオリエンテーション等の機会に説明を行い、周知と理解を図っている。

以上のことから、大学の教育理念、教育目的及び教育目標を学則、大学院学則に定め、社会に公表するとともに、学生・教職員へ周知を図っているといえる。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

中期計画として「学校法人宇都宮学園中期計画（5カ年） 令和2年度～令和6年度」を定めたが、2022年に文部科学省より集中指導経営法人と判断されたため、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和5年度～9年度（5カ年）」を策定し、この計画に基づき、実績を踏まえて改定を行いながら諸施策を設定している。

「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和5年度～9年度（5カ年）」においては、「在籍学生・生徒の確保」を最重点項目と定め、「確保した学生・生徒数に応じた学校運営を行う」と明示している。また、入学者を確保した上で、「経営資源等の配分」すなわち「収支のバランスの確保」「在籍学生・生徒に応じた適切な配置」をすることを定めている。

なお、同計画の策定にあたっては、2017年の本協会の大学評価（認証評価）結果及び2020年の再評価結果を踏まえ、教学改革、学生募集改革を通じての財務状況の改善を図ることを掲げている。

以上のことから、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和5年度～9年度（5ヵ年）」を策定しており、実現に向けて諸施策を設定している。なお、大学として地域連携を更に推進するためにも、長期の計画を速やかに策定するという意向を持っているため、実現することが望まれる。

2 内部質保証

<概評>

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

内部質保証のための全学的な方針として「内部質保証に関する方針」を定めており、内部質保証の目的については「教育・研究等を含む諸活動全般において、恒常的に自己点検・評価を実施する。その成果を改善・改革に繋げる自律的な仕組みとして組織的に整備し、それを有効に機能させることによって、本学の教育・研究等の水準を維持・向上させる。自己点検・評価や改善・改革に係る情報を積極的に公開することによって、社会に対して説明責任を果たす」と定めている。

手続については、本協会が定める大学基準に基づき、点検・評価を実施し、そこで得られた長所や問題点、改善課題を次年度以降の教育研究組織及び事務組織各部署の取り組みに適切に反映し、改善を推進すると定めている。また、「文星芸術大学自己点検・評価規程」において、内部質保証において中心的役割を果たす「自己点検・評価委員会」の設置やその任務、構成員を規定している。

内部質保証の方針及び手続の学内での共有については、学内のサーバー上に規程集の一部として公開している。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示している。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

「文星芸術大学自己点検・評価規程」に基づき「自己点検・評価委員会」を設置し、同委員会を内部質保証の推進に責任を担う全学的な組織として位置付けている。同規程において、「自己点検・評価委員会」が自己点検・評価の実施に加え、内部質保証及び自己点検・評価に必要な事項について審議することを規定し、点検・評価活動と内部質保証の双方の任務を負っていることを定めている。

また、同委員会は、学長、副学長、研究科長、学部長、教務部長、学生部長、図書館長、法人事務局長、事務局長、学長が委嘱する教職員で構成し、これらの委員が「それぞれ所管する組織において自己点検・評価を行い、その結果を委員

会に報告する。委員会は、この報告をもとに自己点検・評価を行う」と定めていることから、研究科、学部、教務部、学生部、図書館等の各組織が点検・評価活動を行う組織といえる。さらに、同委員会の委員長は「必要があると認められるものについては、当該部署に検討を指示し、改善に努めなければならない」とし、委員長のもとで内部質保証を推進する体制としている。

しかしながら、「自己点検・評価委員会」については、2017年度の大学評価（認証評価）結果において機能していないことが指摘されており、2020年度の再評価申請に向けて、同委員会を開催して改善に取り組んだものの、以降は認証評価に対応した点検・評価を除き、自己点検・評価も行っていない。また、「自己点検・評価委員会」と内部質保証に関連する学部・研究科、事務組織、各種委員会等との連携も図られていない。さらに、大学としても、小規模であるため、各教員が複数の委員会に所属し、役割分担があいまいになっていると認識していることから、適切な内部質保証体制を整備するよう改善が求められる。

以上のことから、「内部質保証に関する方針」及び「文星芸術大学自己点検・評価規程」において、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制について規定しているが、実質的な点検・評価は行われていないことから、内部質保証システムは整備・機能しているとはいえない。今後は、「自己点検・評価委員会」の機能を強化させ、同委員会を中心に、内部質保証に係る各組織の役割分担の明確化と連携強化を図るよう、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針の確認は定期的に「FD委員会」で行っているが、3つの方針を策定するための全学的な方針は策定していないため、内部質保証システムを十全に機能させ、教育の質を保証するため、方針の策定が望まれる。

全学的な内部質保証の取り組みとして、「自己点検・評価委員会」を全学的な内部質保証推進組織として位置付けているが、点検・評価の取り組み及び内部質保証に対する活動は各種委員会に委ねているのが実情であり、その報告は「自己点検・評価委員会」ではなく、主に年度末に教授会で行っているとしている。

「文星芸術大学自己点検・評価規程」では、「自己点検・評価委員会」に所属する委員が、それぞれ所管する組織（学部・研究科、事務組織等）において、本協会が定める大学基準に基づき点検・評価を行い、その結果を委員会に報告すると定めている。しかしながら、項目②で既述のとおり、定期的な点検・評価は行っておらず、点検・評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた運営・支援は実施できていないため、内部質保証を機能させるよう是正されたい。

行政機関や認証評価機関からの指摘事項への対応については、当該大学では設置計画履行状況等調査に係る指摘事項はなく、認証評価機関からの指摘事項に対

しては、2017 年度の本協会の大学評価（認証評価）結果において、「学生の受け入れ」「管理運営・財務」及び「内部質保証」に関して指摘がなされている。この指摘事項に対しては、「自己点検・評価委員会」を中心に関連委員会が協力して取り組み、2020 年度の再評価結果において、改善が十分ではない事項も見られるものの、近い将来の蓋然性が認められ、大学基準に適合していると判断された。しかし、再評価結果において指摘された事項については、本評価結果において各基準で再度指摘しており、改善に向けた取り組みを行っているとはいいがたいため、指摘事項に対応する体制や仕組みを構築し、改善に取り組むことが求められる。

以上のことから、3つの方針を策定するための全学的な方針は明文化しておらず、策定が望まれる。また、「内部質保証に関する方針」及び「文星芸術大学自己点検・評価規程」に基づいた定期的な点検・評価は行っておらず、点検・評価の結果を踏まえた改善・向上に向けた取り組みも実施できていないことから、内部質保証システムが有効に機能しているとはいえない。今後は、自己点検・評価を実施する目的、実施頻度、役割分担等、大学の実態に即した内部質保証の仕組みを企画・設計したうえで、定期的な点検・評価を行い、その結果に基づく、改善・向上に向けた取り組みを行うことで、内部質保証システムを有効に機能させるよう是正されたい。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

教員個人の教育研究活動、社会活動については「文星紀要」に掲載しており、財務、その他の諸活動についてはホームページに公表している。また、ホームページで公開している教員情報については、作品画像を公開することで、教員の専門分野に関する情報公開となるよう工夫しているが、学位及び業績については明示していない。大学としても早急に改善するとしていることから、適切な情報公開となるよう見直しが求められる。

「内部質保証に関する方針」には「自己点検・評価や改善・改革に係る情報を積極的に公開することによって、社会に対して説明責任を果たす」と定めているものの、現状では、本協会による再評価結果のみ公表している状況で、自己点検・評価結果は公表していない。学校教育法において、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表することが求められているため、適切な情報公開に向けて是正されたい。

以上のことから、教員の教育研究活動、社会活動等の公表については、適切な情報公開となるよう見直しが求められるとともに、自己点検・評価の結果を公表していないため、適切な情報公開に向けて是正されたい。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の定期的な点検・評価は行っていない。学則、「内部質保証に関する方針」「文星芸術大学自己点検・評価規程」にも、内部質保証システムの適切性を定期的に点検・評価することを定める項目はない。

また、具体的な課題を優先し、客観的な立場からのチェックの役割があいまいとなっている面があると大学も認識しており、今後は、外部評価、相互評価の導入も検討しているとのことであるため、その実現に向けて取り組まれない。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について、定期的な点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとはいえない。今後は、項目②③で既述のとおり、内部質保証の根幹となる点検・評価を実質化させ、教育の質向上に向けて、内部質保証システムの不断の改善が求められる。

<提言>

是正勧告

- 1) 「内部質保証に関する方針」では、定期的に点検・評価を実施することを定めているものの、認証評価に対応した点検・評価を除き、定期的な点検・評価を行っていない。そのため、点検・評価の結果に基づく、同委員会の改善支援も実施できておらず、各種委員会との役割分担・連携体制も構築できていない。「内部質保証に関する方針」に基づき、早急に定期的な点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上に取り組む、内部質保証システムを機能させるよう、是正されたい。
- 2) 自己点検・評価の結果をまとめた点検・評価報告書を刊行物、ホームページ等のいずれかの方法によっても公表していないため、是正されたい。

3 教育研究組織

<概評>

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

学則及び大学院学則で定める教育目標に基づき、美術学部美術学科、芸術研究科美術専攻博士前期課程及び同専攻博士後期課程を設置している。これらの教育研究組織については、現代社会において総合的に物事を捉えることが必要と考え、各分野が閉鎖的な状態に陥らないように分野間の壁を取り払い、美術の諸分野の総合に基づいて新しい造形活動を展開する教育を目指すという方針のもと、設置している。美術学部美術学科については、2014年度から入学定員を減員し、2015

年度には7専攻からデザイン専攻、マンガ専攻、アート専攻の3専攻に再編し、2018年度にはアート専攻を総合造形専攻に名称変更している。

附属施設として、文星芸術大学附属図書館、文星・芸術文化地域連携センターを設置している。文星・芸術文化地域連携センターでは、「地域貢献と本学の学外向け発信」をコンセプトとし、産学官連携による芸術文化振興、地域振興の事業展開及び学内外との連絡・調整を担っている。

以上のことから、学則及び大学院学則で定める教育目標に基づき、学部・研究科、附属施設を適切に設置しているといえる。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、教授会及び「文星芸術大学改善計画検討委員会」で検証するとしているが、定期的な点検・評価は行っていない。

また、教育研究組織の改善・向上に向けた取り組みについては、項目①で既述した定員削減、専攻再編後は大きな改革は行っていない。

以上のことから、教育研究組織の適切性について、教授会及び「文星芸術大学改善計画検討委員会」で検証するとしているが、その活動は行われていない。

「基準2 内部質保証」で既述したとおり、定期的な点検・評価を行い、教育研究組織の適切性について不断に検証することが必要である。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

教育理念、教育目標に基づき、学位授与方針を定めている。

美術学部では「芸術・文化を愛し、その社会における価値を認める態度を身につけている」「豊かな教養と幅広い知識を有し、専門分野を超えた総合的な判断力を身につけている」「美術の専門分野の知識・技能を有し、主体的に発揮して、社会に貢献できる」「自らの活動にICTを積極的に活用できる」能力を身に付け、卒業に必要な単位を修得したものに学士（芸術）の学位を授与すると定めている。

芸術研究科博士前期課程では「質の高い芸術観、研究・制作能力を身に付けている」「个性的で普遍的に通じる作品や理論を生み出す能力を身に付けている」

「学部での専門教育を基礎とし、研究分野についてのさらに広い視野に立った高度な研究能力・発信能力を身に付けている」「広く芸術・文化に関わる職業にふさわしい高度の技術、表現、知識を身に付けている」「国内外のコンクールで積極的に作品や論文を発表し評価を得ている」といった能力を身に付け、所定の単

位を修得し、必要な研究指導を受け、修士論文等の審査及び最終試験に合格した者に修士（芸術）の学位を授与すると定めている。同研究科博士後期課程では「研究分野で将来自立した研究活動を行うに必要な高度な研究能力を身に付けている」「後進を指導育成する優れた教授能力を身に付けている」「学際的領域を開拓するために必要な、豊かな学識と創造的思考力を身に付けている」「造形表現・理論を広く見通せる力を有し、独創的な研究制作能力及び理論、それを発信する能力を身に付けている」「国内外のコンクール・個展・学会等で積極的に作品や論文を発表し、高い評価を得ている」といった能力を身に付け、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査及び最終試験に合格した者に博士（芸術）の学位を授与すると定めている。

これらの方針は、ホームページ、学生便覧において公表し、周知している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を適切に設定し、公表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

教育理念、教育目標に基づき、学位授与方針を踏まえて、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。

美術学部では、「『教養科目』、『専門教育科目』、『資格取得科目』の科目区分により教育課程を編成する」こととしており、「授業は、講義、演習、実習、実技のいずれかの方法によって行う」こと等を定め、教育課程の編成に関する基本的な考え方及び実施に関する基本的な考え方を示している。くわえて、「教育内容・方法」と「学修成果の評価の在り方」を明示している。例えば、「多様な入学者に対する初年次教育として『共通基礎科目』を設置する。所属の専攻を軸としながら、美術の広い世界を理解し、基本を身につけることを目的とする。（教育内容・方法）」、「学修成果は、教育課程の編成の方針に基づき設定した科目ごとにシラバスに明示した到達目標に従い評価する（学修成果の評価の在り方）」等、明示している。

芸術研究科博士前期課程では、「教育内容」「教育方法」「評価方法」に区分している。例えば、「広い視野を獲得し、高度な専門性を高める分野編成（教育内容）」「指導教員、副指導教員の指導、助言を中心に学生による能動的な学修を行う（教育方法）」「シラバスに明示した成績評価基準に基づき、厳格な成績評価を行う（評価方法）」等を明示している。博士後期課程においても同様に区分し、例えば、「新しい造形芸術あるいは新しい研究の担い手の養成の場として、芸術表現の制作・理論について研究分野に新しい展開が生まれる教育の実施（教育内容）」「論文作成に係る研究指導体制等により、専門知識、制作能力及び研究方法を備え、自立して研究を遂行できる能力を育成（教育方法）」「研究科の

定める評価基準に基づき、博士論文の審査及び試験を適切に実施（評価方法）」等を明示している。

これらの方針は、ホームページ、学生便覧において公表している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針を適切に定め、公表しているといえる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

学部においては、「教養科目」「共通基礎科目」「専門教育科目」「自由科目」で構成し、他に教職課程と学芸員課程の科目を開講している。1年次は「教養科目」と「共通基礎科目」を通じて、美術の各分野に共通する基礎的な実技や理論を学び、その共通性を理解することを目指している。入学時の専攻から変更することが可能な転専攻制度も設け、各自の適性判断によって進路を変更することを可能としている。2年次以降は、「専門教育科目」を配置し、4年次まで一貫した独自のカリキュラムで基礎から専門へと段階的に教育することとしており、技術、表現、理論を三位一体として積み上げることを目標にしている。また、卒業制作、卒業論文は学部教育の集大成と位置づけている。

教養教育に関してはキャリア形成に力点を置き、キャリア形成群を設けて学生自身のキャリア開発意識を高める取り組みを行っている。大学自らが課題として教養科目におけるキャリア形成に係る教育が十分ではないと認識し、これを解決するために「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」を設けている。必修科目は「教養科目」、選択必修科目は「共通基礎科目」のみ配当しており、それ以外は全て選択科目としているものの、専攻ごとに履修すべき科目がほぼ決まっているため、学部教育の集大成と位置づけられる卒業制作、卒業論文に至る順次性、体系性を担保したカリキュラムとなっている。

授業期間については、前期・後期の2期制を採用している。単位の設定については、1単位の授業科目を修得するために必要な学習時間を定め、シラバスに授業内容、事前事後学習の内容と必要な時間を示している。また、卒業に必要な最低単位数、各学年で進級するために修得しなければならない単位数を設定している。

大学の円滑な学びを促すとともに、入学者の確保に向けて高大接続に取り組んでおり、高等学校との教育交流を通じて生徒の進路に対する意識や学習意欲を高める取り組みを行っている。また、早期合格者に対して入学前学習も実施している。

芸術研究科では、教育課程の編成・実施方針に基づき、学部の教育体制を骨格とし、研究・制作を専門的に深めるよう研究指導を行っている。また、高度な内

容とともに幅広い知識を身につける教育内容、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせたカリキュラム設定となるよう配慮している。具体的には、シラバスにおいてカリキュラム編成の意図、各科目の意義や位置づけ、体系的性を示している。

以上のことから、学部、研究科の課程ごとに、教育課程の編成・実施方針に基づいたカリキュラムを編成している。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

教育方法及び履修方法については、学則に定め、「文星芸術大学美術学部履修規程」（以下「履修規程」という。）及びシラバスで周知している。新入生に対する履修相談の機会を設け、2年次以上に対しても履修に関する説明を専攻別に行っている。休学から復学する学生に対しても履修相談の機会を設けている。

授業形態、授業内容、授業方法を考慮して、履修者数に伴うクラス増減や抽選の実施によって適切な学生数を担保している。また、学生の主体的な学びを促すためアクティブ・ラーニングを広範に導入し、ICTを利用して教員と学生の双方向のやりとりを可能にしている。

シラバスについては、全ての科目において作成することとしており、統一した書式で示している。科目名、授業区分、担当教員、配当学年、単位数、授業形態、授業概要と到達目標、学位授与方針との関連、授業の方法、授業計画、授業外の学習課題、成績評価の方法、履修条件、使用教材等の項目を設け、ホームページで公表している。

単位の実質化を図る措置として、1年間に履修登録できる単位数の上限を設定し、GPAも導入している。例外措置として、GPAが高い学生に対しては、1年間に履修登録できる単位数の上限を超えて履修登録できることを認めている。

研究科においては、教育課程の編成・実施方針に基づき、講義・演習及び研究指導を組み合わせ、幅広い学識の獲得や専門分野の知識・技能の習得に向けた授業科目を配置している。研究指導の方法及びスケジュールを明示した研究指導計画については「研究指導概要（博士前期課程）」及び「研究指導概要（博士後期課程）」において定め、研究科長から大学院学生に対して説明を行っており、複数教員の指導や中間発表、研究報告を設け、研究指導体制を整えている。くわえて、学生が作成する研究計画書に基づき、指導教員がその内容を確認したうえで、指導計画書を作成し、計画的に研究指導を行っている。

以上のことから、学習を活性化し、効果的な教育を行うために一定の措置を講じているといえる。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価については、学則、履修規程、大学院学則及び「文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程」（以下「芸術研究科履修規程」という。）に規定している。学部については、成績評価の基準は履修規程に定めるとともに、授業ごとの評価の方法と内容をシラバスに記載している。学部では、GPA制度も導入し、成績評価に関して疑義がある場合に照会できるよう定めている。成績評価方法及び基準、成績照会についてはオリエンテーションで説明し、成績はポータルサイトにおいて、学生自身で確認が可能である。ただし、成績評価の分布について、専攻間での偏りがあり、課題があるとしているため、成績評価の標準化に向けて検証することが望まれる。また、研究科については、成績評価の基準を大学院学則に規定し、授業科目及び単位数を芸術研究科履修規程に定めている。

単位認定については、学則及び大学院学則に規定している。また、入学前に大学、短期大学等において修得した単位について、成績証明書とシラバス等に基づき、教授会で認定の可否を審議したうえで、単位を認定している。

学位授与に関する手続を学則、履修規程、大学院学則、芸術研究科履修規程に明示し、所定の単位を修得した者に対して学位を授与することを定めるとともに、卒業・修了の要件を学則及び大学院学則に定めている。学部では、「文星芸術大学学位規程」に学位授与の要件を定め、学位授与者の決定は学則及び学位規程に基づき、卒業判定会議、修了判定会議を経て学長が行っている。芸術研究科では、博士前期課程で、所定の単位の修得、学位論文等の審査及び最終試験に合格した者を修了とし、修士の学位を授与すると定めている。学位論文の審査は学位論文審査基準及び学位論文審査細則に従って行い、客観性を確保している。また、博士後期課程では、主指導教員と副指導教員の連携によって前期の中間発表、後期の研究発表、2年次後半の予備審査を経て学位論文等の審査に至るプロセスを定めている。修士及び博士の学位論文審査は教授を含む複数の審査員によって行い、客観性と厳格性を担保している。さらに、必要に応じて他の大学院の教員を審査員に加えることも可能としている。

以上のことから、美術学部、芸術研究科博士前期課程、博士後期課程において、各種規程に基づき、成績評価、単位認定、学位授与を行っている。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

学位授与方針に明示した学生の学習成果の測定に関して、学部については、学習成果の測定・評価指標として、アセスメント・ポリシーを定め、機関レベル（大学レベル）、教育課程レベル（学部レベル）、授業科目レベル（各科目レベル）の3つのレベルを定めている。具体的には、学習成果の把握を目的として卒業時アンケートの実施、実技科目については学修ポートフォリオを導入し、学生の学習成果の把握・評価に取り組んでいる。ただし、学修ポートフォリオの測定

内容と学位授与方針に示した学習成果の関係性は不明瞭である。また、卒業時アンケートの内容と学位授与方針に示した学習成果の関係性も明らかではなく、これらの測定方法が多角的かつ適切な方法とはいえないため、改善が求められる。

研究科については、授業評価アンケートに加え、学位論文審査基準を設定し、学位論文の指導や審査を通じて、学位授与の方針に示した学生の学習成果を把握しているとしているが、学部と同様に、授業評価アンケートの内容と学位授与方針に示した学習成果の関係性は明らかではない。また、学位論文審査基準と学位授与方針に示した学習成果の関係性は不明瞭であるため、改善が求められる。

なお、学習成果の把握・評価にあたっては、「IR推進センター設置規程」において、教育研究活動を十分に機能させ、教育の質保証を推進するため、自己点検・評価の根拠となる教育研究活動等の情報並びに学部等及び事務局が保有する学生、教学に関する情報を収集し、センター長の命を受けて調査・分析を行うと定めていることから、これを機能させることが望まれる。

以上のことから、学部・研究科ともに学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているとはいえず、改善が求められる。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育課程及びその内容、方法の適切性について、「教務委員会」及び「FD委員会」で点検・評価を行っており、「教務委員会」では、前年度の各科目の履修者数、単位修得者数や科目区分ごとの修得状況など学習成果の測定結果を活用し、カリキュラムの点検・評価を行っているとしており、「FD委員会」では、3つの方針の設定に関する大学としての基本的な考え方についての全学的な管理及び授業評価アンケートを用いた教育に対する満足度、学習に対する意識・傾向、学習成果の自己評価、シラバス内容の適切性について、確認するとしている。ただし、これらの取り組みは、「内部質保証に関する方針」で定めた定期的な点検・評価とは異なるものであるため、方針に沿った運用が求められる。

教育課程の適切性の改善・向上に向けた取り組みとして、授業評価アンケートの結果を「FD委員会」において各教員に報告するとしているものの、各教員がアンケート結果を確認することにとどまっているため、この結果を活用し、授業改善に努めるとともに、それらの改善状況を大学として適切に把握することが望まれる。

以上のことから、教育課程の適切性について、「教務委員会」でカリキュラムの点検・評価を行っているとしているものの、「内部質保証に関する方針」に定める点検・評価とは異なるため、「自己点検・評価委員会」を中心に、定期的な点検・評価を行い、不断の改善に取り組むことが求められる。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

<提言>

改善課題

- 1) 学部・研究科において、学位授与方針に示した学習成果の測定について、卒業時アンケートや授業評価アンケート、学修ポートフォリオ等を用いて測定しているが、これらの測定方法と学位授与方針に示した学習成果の関係性が不明瞭であり、多角的かつ適切な方法とはいえないため、改善が求められる。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

教育理念・教育目標に基づき、学生の受け入れ方針を定めている。学部では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針にふさわしい入学者を選抜するために、「知識・技能」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」に分けて、具体的に求める学生像を示している。例えば、「造形力または構想力を身に付けている人（知識・技能）」「自らの考えを的確に表現し、伝える能力を持っている人（思考・判断・表現）」「美術を活かして社会に貢献する意欲がある人（関心・意欲・態度）」等の求める学生像及び入学に必要な学習歴を定めている。

研究科では、研究科全体として「研究分野について強い関心と基礎的能力を有し、論理的思考力と創造性を持ち、芸術の進展に寄与しようとする意欲を備えている者」を方針に明記し、課程ごとの求める学生像を定めている。具体的には、博士前期課程では「自らの表現・制作・研究活動を基本とする人」、博士後期課程では「専門性を極め独創性を以って研究する人」等を定めている。

これらの学生の受け入れ方針は、ホームページ及び学生募集要項に掲載して公表するとともに、学生便覧に明示して、学生に配付している。

以上のことから、授与する学位ごとに学生の受け入れ方針を適切に定め、公表しているといえる。

- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学部では、入学意欲や専門適性を評価する「総合型選抜入学試験」、高等学校長の推薦により、高等学校での学習・生活状況、適性を評価する「学校推薦型入

学試験」、国語の学力と実技を評価する「一般選抜入学試験」、「大学入学共通テスト利用入学試験」を実施し、受験機会の公平性を担保するために「学校推薦型入学試験」以外は複数回にわたって入学試験を実施している。さらに、「外国人留学生・帰国生入学試験」「編入学試験」「社会人対象試験」を行っている。

研究科では、博士前期課程は、実技試験、持参作品、面接による入学者選抜試験を年2回実施している。また、博士後期課程は、小論文、持参作品、面接試験による入学試験を年1回実施している。

学生募集は、SNSやメール、受験情報誌への掲載、高等学校や美術系予備校への訪問、大学説明会への参加・開催、オープンキャンパスでの進学説明などで幅広い広報と学生募集活動をしている。特に、高等学校への訪問に注力しており、県内の高等学校のみならず、県外へと対象地域を拡大するとともに、出前授業を行うなど、大学での学びを体験できる機会を伴う募集活動も展開している。

入学者選抜の運営については、「入学試験実施専門部会」と「入学試験作問専門部会」で行っている。学科・論文試験及び実技試験の採点は、教員が採点を行い、その結果を教務課で管理するなど、適正に実施するよう努めている。また、合否判定は、判定会議での審議を経て決定している。

以上のことから、学生募集及び入学者選抜の運営体制は適切に整備し、入学者選抜を公正に行っているといえる。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理について、美術学部では、入学定員に対する入学者比率の平均、収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、改善が求められる。また、研究科では、収容定員に対する在籍学生数比率について、芸術研究科博士前期課程では改善傾向がみられるものの、同研究科博士後期課程では、同比率が低いため、改善が求められる。

学部では、適切な定員管理に向けて2014年度に入学定員を減員したほか、オープンキャンパスのプログラムの改善や県内外の高等学校を計画的に訪問するなど、学生募集の強化に取り組んできた。これにより、2017年の大学評価（認証評価）時及び2020年の再評価時に比して、一定の改善状況がみられるものの、学部・研究科ともに定員未充足のため、引き続き改善に向けた取り組みを検討することが求められる。

以上のことから、学部・研究科ともに改善傾向にあるものの、美術学部及び芸術研究科博士後期課程では、適切な定員管理に努めるよう、改善が求められる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、そ

の結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生の受け入れの適切性に関する点検・評価は、「入学試験・学生募集委員会」で行っている。同委員会では、主に入学試験に係る実施方法等に関する事項と学生募集に関する事項について、年度ごとの事業計画案を策定し、教授会及び研究科委員会で審議、決定している。なお、迅速かつ的確に事業を実施するため同委員会内に「入学試験企画検討チーム」を設置している。

改善・向上に向けた取り組みとして、例えば、2022年度には、適切に外国人留学生を募集するため、日本語学校等に在籍する外国人留学生を対象に「入学試験事前説明会」を実施することを決定した。また、2025年度入学試験より新たに、高等学校で取り組む諸活動を活用する「総合型選抜入学試験（探求活動型）」の導入を決めている。くわえて、「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和5年度～9年度（5ヵ年）」に示した定員充足に向けた取り組みの進捗状況、成果及び今後の見通しについて、「入学試験・学生募集委員会」から出されたデータを基に部局長会議で検討し、教授会に報告して定員確保に向けた全学的体制を整えている。ただし、これらの取り組みは、「内部質保証に関する方針」で定めた定期的な点検・評価に基づく、改善・向上に向けた取り組みとは異なるため、方針に定めた取り組みが望まれる。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について、「入学試験・学生募集委員会」で点検・評価を行っており、改善・向上に向けた取り組みがみられる。ただし、これらの取り組みは、「内部質保証に関する方針」で定めた定期的な点検・評価とは異なるものであるため、「自己点検・評価委員会」を中心に定期的な点検・評価を実施し、その結果に基づき改善・向上に取り組むことが求められる。

<提言>

改善課題

- 1) 美術学部では、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が0.86、収容定員に対する在籍学生数比率が0.85と低いため、学部における定員管理を徹底するよう改善が求められる。
- 2) 芸術研究科博士後期課程では、収容定員に対する在籍学生数比率が0.07と低いため、大学院における定員管理を徹底するよう改善が求められる。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

「学校法人宇都宮学園就業規則」において、「心身が健全であること」「思想穏健で、学園の建学の精神に共鳴し、組織人として協調性があること」等の5つの応募資格を定めている。また、「文星芸術大学教員資格審査基準」において、各職階についての要件を示している。ただし、これらは応募資格の要件であり、大学として求める教員像や教員組織の編制方針ではない。現在、大学の教育理念・教育目的を実現するために、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえた「教員組織の編制方針（案）」を策定途中としているため、これの実現に向けて取り組まれない。

上記の応募資格については、「学校法人宇都宮学園就業規則」に定め、公表している。

以上のことから、「学校法人宇都宮学園就業規則」で応募資格を定め、公表しているものの、大学として求める教員像を定めることが望まれる。また、現在「教員組織の編制方針（案）」の策定に向けて検討を進めているが、これを策定し、学内に周知するよう、早期の実現が望まれる。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体、各学部・研究科の専任教員数、研究指導教員数、研究指導補助教員数は、大学及び大学院設置基準に定められた必要な教員数を満たしている。授業科目と担当教員の適合性の判断については、「教務委員会」で審議し、教授会で承認を得て、配置している。なお、研究科では、高度な専門性を持つ教員を配置する必要があるため、「文星芸術大学特任教授規程」で任期を設けて採用できることを定めている。

学部・研究科の年齢構成・男女比については、一定のジェンダーバランスに配慮しているものの、60歳代の比率が最も高くなっている。「教員組織の編制方針（案）」では、「特定の年齢層、性別に著しく偏ることのないように配慮する」としていることから、この方針に沿った編制が望まれる。

教職員の協働・連携については、生活支援やメンタルケアなど、事案の内容に応じて各委員会、部局長会議及び学長・事務局長間で調整している。小規模大学の特徴を生かして、教員と職員が役割分担し、情報共有を密に行って教職協働に向けて取り組んでいる。

ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）は、規程を定めたうえで、大学院学生を採用し、学部及び研究科の実習、演習などの科目において、担当者の責任のもとに業務に従事している。なお、ステューデント・アシスタント（以下「SA」という。）は、規程を定めているが、現在は採用していない。

以上のことから、法令に基づく、必要な専任教員数は満たしているが、今後は

「教員組織を編制方針（案）」の策定の実現に向けて取り組むとともに、定めた方針と現在の教員組織の整合性を検証し、より適切な教員組織の編制に向けて取り組むことが望まれる。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任について、「文星芸術大学教員資格審査基準」「文星芸術大学教員の採用及び承認に関する資格審査基準細目」において、各職階に求められる要件や専門分野における論文数等の具体的な基準を定め、これに基づき審査を行っている。

手続については、「文星芸術大学教員選考規程」において、「教員人事委員会」で審査を行い、教授会の審議を経て、学長が決定し、理事長が任命することを定めている。「教員人事委員会」のメンバーは、学長・副学長（講義系）及び各専攻の教員（実技系）で構成し、公平性に配慮している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇任等について、基準及び手続に関する規程を定め、「教員人事委員会」により公平性に配慮しているといえる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

学部及び研究科における教育改善を目指したFDについて、実技系の教員は、公募展、個展などの制作発表を行い、講義系の教員は、学会、講演会、出版物などを通じて研鑽し、教授会において公表するとしている。ただし、これらの取り組みは教員が授業内容・方法を改善・向上させるための組織的な取り組みとは異なるため、学部及び研究科における教育改善を目指したFDを実施するよう是正されたい。

研究活動、社会貢献等の教育改善以外の教員の諸活動に関する資質向上を目指したFDについては、2021年度、2022年度、2023年度に独立行政法人日本学術振興会の研究倫理 e ラーニング研修を実施しているほか、近隣の大学との合同研修に参加するとしている。ただし、これらの研修は、教員の資質向上を目指したFDとはいいがたいため、研究活動、社会貢献等の教育改善以外の教員の諸活動に関する資質向上を目指したFDを実施するよう改善が求められる。

TAなどの指導補助者に対する研修については、毎年オリエンテーションの時期にガイドラインを示し、業務内容やトラブル発生時の対応等の説明を行っている。

以上のことから、学部・研究科における教育改善を目指したFD及び研究活動、社会貢献等の教育改善以外の教員の諸活動に関する資質向上を目指したFD、どちらも実施しておらず、教育課程を担う教員の資質向上は教育研究活動の質の保

証・向上にもつながることから、早急にこれを実施するよう是正されたい。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、「FD委員会」「教務委員会」「教員人事委員会」などで行っている。特に、「教員人事委員会」では、学長・副学長・学部長による人事考課を行い、研究業績、教育業績、社会活動などの客観的なデータに基づき確認を行っている。

教員組織の改善・向上に至った例として、専任教員の定年の段階的な引き下げなどが挙げられる。ただし、これらの取り組みは、「内部質保証に関する方針」で定めた定期的な点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組みとは異なるため、同方針に定めた取り組みが望まれる。

以上のことから、教員組織の適切性の点検・評価について、「教員人事委員会」等で客観的なデータに基づく確認を行っているほか、専任教員の定年の段階的な引き下げ等を行っているものの、「内部質保証に関する方針」で定めた取り組みとは異なるため、定期的な点検・評価に基づく改善・向上に向けた取り組みが求められる。

<提言>

是正勧告

- 1) 学部・研究科における教育改善を目指したFD及び研究活動、社会貢献等の教育改善以外の教員の諸活動に関する資質向上を目指したFDを実施していないため、早急にこれを実施するよう是正されたい。

7 学生支援

<概評>

① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

2017年度の本協会の大学評価（認証評価）結果及び2020年度の再評価結果において、方針を策定していないことについて指摘を受けているものの、学生支援の方針の策定には至っていない。実地調査において当該方針を策定することの意思については確認できたものの、計画に基づいて早急に実現し、学内外に公表することが望まれる。

② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援体制については、主として「キャリア・学生支援センター」が所管している。また、教員による担任制を導入し、学生の学業や悩み等について個別面談を通じてサポートしているほか、オフィスアワーも設けている。

修学支援に関しては、学生の履修状況及び単位取得状況等を勘案し、教員と学生の面談後、必要に応じて補習を実施している。また、成績不振者、留年、休学、退学、除籍等の情報を「IR推進センター」が分析し、「教務委員会」「FD委員会」へ報告し、学生から休学や退学の希望が出た場合は、担任制に基づく担当教員との面談を行っている。

障がいのある学生に対しては、「文星芸術大学における障害のある学生支援規程」及び「障がい学生支援に関する基本方針」「文星芸術大学 障がい学生支援の流れ」に基づき、支援を行っている。

近年の外国人留学生入学者数の増加に伴い、「留学生支援室」を設置し、学生生活における相談対応のため、外国人スタッフを配置している。

学生に対する経済的支援については、日本学生支援機構の奨学金を主として学生に案内している。また、入学試験での成績優秀者を対象とした特待制度や入学後の成績優秀者への授業料減免制度を設けている。

生活支援としては、臨床心理士・公認心理師資格を有するカウンセラーを配置し、カウンセリングを実施している。また、保健室において、健康診断・健康調査・メンタルヘルスケアアンケートを実施している。

ハラスメント防止など学生の人権保障に向けた対応として、「学校法人宇都宮学園ハラスメント防止規程」に規定する「倫理・人権委員会」を設置し、ハラスメント等に係る改善措置等が必要なときは、同委員会に報告することとなっている。また、「文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程」で「キャンパスライフ向上委員会」を設置している。

学生の社会的及び職業的自立に向けた教育（キャリア教育）については、2年次及び3年次を対象としたキャリアガイダンスを実施している。また、大学院については、中間発表会や研究報告会を通じて、プレゼンテーションの準備や発表スキルの指導を行っている。

その他支援について、サークルの設立時は「学生委員会」で承認を行い、助成金を支給している。また、学生生活に関するアンケートを実施しており、学生からのリクエストは設備面や学生食堂に関する内容が多いことから、「学生委員会」などの学生支援に関連する会議体で検討した改善策を教授会に報告・提案している。

以上のことから、学生支援体制については、学生支援の現場では整備しているといえる。ただし、項目①で既述した修学支援や生活支援、進路支援に関する考え方を示した学生支援の方針を策定していないことから、それらの方針を早急に

策定し、それに基づいた学生支援を適切に行うことが望まれる。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性に関して、「学生委員会」「就職委員会」「教務委員会」「FD委員会」で検討するとしているものの、「内部質保証に関する方針」で定めた定期的な点検・評価は行っていない。

改善・向上に向けた取り組みとして、項目②で既述した「留学生支援室」に外国人スタッフを配置したことや、障がい学生に対する支援体制を構築したものの、「内部質保証に関する方針」で定めた定期的な点検・評価とは異なるものであるため、方針に沿った運用が求められる。

以上のことから、学生支援の適切性に関して、定期的な点検・評価を行い、その結果に基づき改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境に関する方針は大学として定めていない。前回の大学評価（認証評価）結果において、方針を策定するよう指摘を受けており、大学としても学内の施設設備の整備に関する方針及び中長期修繕計画を早急に策定することが急務であるとしていることから、早急に方針を策定することが望まれる。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針を早急に策定し、教職員へ周知することが望まれる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地・校舎面積ともに大学設置基準上必要な基準を満たし、「学校法人宇都宮学園事務組織規程」において、施設・設備等の維持管理体制を総務課の所掌とすることを定めている。

安全・衛生の確保に向けて、防災対策として「文星芸術大学防火管理規程」に委員会組織、体制、教育や訓練などの防火関連事項を定め、地震・災害にかかる対策としては、避難訓練や食料品を備蓄するなどの対策を行っている。また、同規程で管理担当者を定め、同時に中央監視システム装置も導入し、安全上の配慮を行っている。

ネットワーク環境については、各棟にインターネットに接続できる環境を構築

し、Wi-Fiについても一部エリアではあるがBYOD (Bring Your Own Device)に対応できるようにしている。2022年度よりポータルシステムを導入して学内外からアクセスできる教務情報を提供し、ICTを活用している。情報セキュリティ環境の構築にもウイルス対策ソフトの導入等を行っている。さらに、情報倫理の確立のため、学生及び教職員を対象に法令遵守、知的財産権の保護や人権や倫理の尊重などを明示した「文星芸術大学ソーシャルメディア利用のためのガイドライン」を策定し、学生に対してはオリエンテーションにおいて、教職員に対しては教授会等において周知している。

以上のことから、大学設置基準で必要とされる校地及び校舎を有している。ただし、教育研究等環境に関する方針を策定し、それに基づき教育研究活動に必要な施設及び設備を整備することが望まれる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

「文星芸術大学図書館管理規程」に組織・体制等を定め、「図書・紀要委員会」の運営のもと、図書、学術雑誌の提供を行っている。国立情報学研究所が提供する目録所在情報サービスに参加し、私立大学図書館協会、日本図書館協会に加入して他の図書館との情報交換を行っている。また、書架、閲覧スペース、AVコーナーなどを設け、無線LAN環境を構築しているほか、学生の主体的な学びを促進するためにアクティブ・ラーニングスペースも設置している。

図書館には、美術関連の学術書や図集を中心に、多くの図書資料を開架とし、閉架資料も展示ケースを利用して資料を紹介している。また、学生からの購入リクエスト、学生選書ツアー等による図書購入方法を設けているほか、レファレンスサービスにおいて、日本語での会話が必ずしも得手ではない留学生のために書面で申し込みを可能とするなど、利用者のニーズに対応している。さらに、2019年度から図書館職員が基礎的なレポート作成方法や資料探索、情報リテラシー等を内容とするライティング指導講座を開講するなど、学習支援にかかる活動も行っており、学生の学習の促進に努めている。くわえて、職員の中に司書資格を有する者を配置し、図書館の利用環境を整備している。

以上のことから、図書館を設けて必要な図書資料を所蔵するとともに、学術情報サービスを提供するための体制を整備し、機能しているといえる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

教員に対する研究費については、「文星芸術大学個人研究費規程」を定め、職位に応じて研究費と研究旅費の支出を認めている。研究室については、専任教員

全員に確保している。教員の教育研究活動の支援体制として、実技科目や演習科目において、大学院学生をTAとして採用している。

上記のとおり、教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保に向けて、規程等を定め取り組んでいるものの、大学として研究に対する基本的な考え方を明らかにしたうえで、学内で共有し、更なる教育研究活動の推進に取り組むことが望まれる。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を整備し、教育研究活動の促進を図っている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

公的研究費の適切な取り扱いに関して、「文星芸術大学における公的研究費の取り扱いに関する規程」「文星芸術大学における競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範」「文星芸術大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」などを定め、不正防止に努めている。

研究倫理教育としては独立行政法人日本学術振興会が提供している研究倫理 eラーニングの受講を全教員に求めており、大学院学生に対しては複数の授業の中で研究倫理教育を行っている。ただし、研究の倫理的妥当性や科学的合理性に関する審査を行うための規程や体制は整備していない。芸術系の大学においても、人を対象とした研究を遂行する上で求められる研究倫理審査に関する事項について学術研究の信頼性と公平性の観点から定める必要があるため、その実現が望まれる。

以上のことから、研究倫理の確立に向けた取り組みや措置を講じているが、研究倫理審査に関する規程と体制の整備が望まれる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

2023 年より「文星芸術大学 ICT・施設整備委員会」を立ち上げ、ICT及び施設の整備に関する検討を開始し、主に施設面に関する改善を適宜行っている。ただし、教育研究等環境の適切性について、「内部質保証に関する方針」に定めた定期的な点検・評価は行っていないため、同方針に沿った運用が望まれる。

以上のことから、教育研究等環境の適切性についての定期的な点検・評価と、その結果に基づき改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する

方針を明示しているか。

「地域連携推進方策」において、社会連携・社会貢献に関する方針を定めており、基本的な考え方として「地場産業の発展に貢献するにとどまらず、行政が取り組んでいる『まちづくり』、『にぎわいづくり』につながり、さらに市民の『より豊かな生活』を支えるべきもの」と定め、「地域の現場を学ぶことは、芸術の捉え方・技術の向上、キャリア形成、人間形成等の面で大きな効果を生むと考える」とし、社会連携・社会貢献の重要性を示している。その推進方策として、自治体・企業との連携事業、学生の技術向上、高等教育機関として地域の「地（知）の拠点」しての教育研究に当たることを明示している。また、「国際交流の推進に関する基本方針」を定め、国際化にも対応し、国際性を備えた人材育成を目指すことを示している。

上記の方針は、「芸術文化地域連携センターコア会議」において協議し、必要に応じて制定・改定を行い、各専攻代表委員から専攻内の教職員に周知しているほか、同センター長から全教職員に通知文を送付することで学内に共有している。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するため、「地域連携推進方策」を定め、学内で共有している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会連携・社会貢献に関する取り組みを推進するため、「文星・芸術文化地域連携センター」を設置し、「地域連携推進方策」に示した方針に基づき、地域連携事業を実施している。

地域貢献、学生自身の技術向上、学生のキャリア教育を目的とし、地域貢献・まちづくり関係、自治体関係、デザイン関係の地域連携事業に取り組んでいる。具体的には、大学が所在する宇都宮市に限定せず、栃木県全域にわたり、自治体や企業、他大学等との連携のなかで多角的・多面的に展開しており、栃木県全域からキャラクターやパッケージのデザイン、ロゴマークやパンフレット、チラシ、ポスター等の制作、文化財修復などのニーズが寄せられるなど認知度も高く、寺院の天井画修復、古民家改修、山車の復元、近隣の病院の絵画装飾制作、デジタル教科書作成の試みなどに幅広く取り組んでいる。これらの取り組みは、大学が有する芸術分野の知見を地域に還元するだけでなく、学生のスキルアップ、キャリア教育にもつながっており、大学が掲げる教育理念に資する取り組みとして、高く評価できる。なお、2023年には、これまでの活動を振り返り、これからの地域連携事業のあり方等をまとめた書籍を刊行している。

また、学外組織との連携協力による教育研究の推進については、県内の高等教育機関で「大学コンソーシアムとちぎ」を構成し、単位互換制度、グローバル人

材育成プログラム、学生発表会等を通じて大学間の連携を図っている。さらに、宇都宮市内の大学、市町村、商工会議所及びNPO法人等と連携し、プラットフォームを立ち上げ、大学間の連携、地域における高等教育の質向上、地域活性化、地域への就職支援、大学のあり方の検討等に取り組んでいる。

以上のことから、これらの活動を通じて、社会連携・社会貢献に関する取り組みを行っており、教育研究成果を社会に適切に還元しているといえる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価は、「文星・芸術文化地域連携センター設置規程」で定める「センターコア会議」において、運営に関する点検・評価を行っている。これらの点検・評価は、「地域連携推進方策」に沿って事業が行われているか、地域連携事業の実績の発信に努めているか、時代の変化に対応した事業を行っているか等の観点から検証を行っている。

改善・向上に向けた取り組みについて、地域の課題の研究に取り組み、その成果を自治体に還元する課題解決型学習の導入、刊行物、ホームページ、動画等を通じての地域連携事業の取り組みの積極的発信、デジタルコンテンツの制作等による「地域づくり」支援の3点の取り組みを行うこととしている。ただし、これらの取り組みに関して、「内部質保証に関する方針」で定める定期的な点検・評価に基づく、改善・向上に向けた取り組みとは異なるものであるため、「自己点検・評価委員会」の運営・支援はみられず、方針に沿った運用が望まれる。

以上のことから、社会連携・社会貢献の取り組みの適切性について、「センターコア会議」において点検・評価が行われているが、「内部質保証に関する方針」に定めた定期的な点検・評価とは異なるため、「自己点検・評価委員会」が運営・支援を行い、方針に沿った運用が望まれる。

<提言>

長所

- 1) 創造的自律的に行動する人間性豊かな人材の育成と社会の文化向上への寄与を実現するため、「文星・芸術文化地域連携センター」では連携先の拡大に努め、栃木県全域にわたる市町村と地域資源の発掘及びまちづくり活動の連携協力協定を締結し、これに基づき自治体・企業等からの依頼を受けて文化財の修復や商品パッケージ、ロゴマーク、キャラクター等のデザインを行うなど、大学の専門分野を生かした社会連携を展開している。また、実績を積むことで地域社会における認知度が高まるとともに、多様な連携活動へと発展しており、参画する学生のスキルアップ・キャリア教育としても機能させながら、芸術を生か

した地域活性化に貢献していることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「文星芸術大学の経営方針について」として、大学運営に関する方針を定めている。具体的には、国の政策、社会情勢等を踏まえて大学が置かれた状況に照らし、「財務基盤の強化の実施」「広報活動の充実」「入試の改善」「専攻・分野の特色強化」「カリキュラムの見直し」「独自色・特色ある大学づくり」「多様性・柔軟性を備えた教育研究体制の確立」「他大学等との連携協力」「高校との連携」「キャリア教育の充実及び就職率のアップ」「学生相談・留学生相談室の充実」「安全対策の見直し」に関する項目を定めている。例えば、「カリキュラムの見直し」では、「AI、DX時代に相応しいカリキュラムを編成する」等を示している。

この方針について、教員に対しては教授会、職員に対しては朝礼時に周知を図っている。

以上のことから、大学運営の方針として「文星芸術大学の経営方針について」を定め、学内に周知している。

- ② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長をはじめとする執行部の選任方法及び権限については、学長の選任は「文星芸術大学学長選任規程」に基づき、法人内外から候補者を選考し、教授会の同意を経て理事会が承認している。副学長、学部長、教務部長及び学生部長（以下「副学長等」という。）の選任は「文星芸術大学副学長等選任規程」に基づき、候補者を選考し、教授会に報告後、理事会が承認している。また、図書館長は「文星芸術大学図書館長選考規程」に基づき、学長の推薦により理事長が任命している。なお、研究科長は、副学長若しくは美術学部長をもって充てることを大学院学則で規定している。学長をはじめとする各役職者の権限については、学長及び副学長は学則において規定している。ただし、学長、副学長等の候補者の選考及び学部長、教務部長、学生部長、図書館長の権限については、関連規程に明示していないため、規定することが望まれる。

学長の意思決定については、学則で教授会を置くことを、また、「文星芸術大

学教授会規程」で学長が招集し議長となることを明確にしており、学長が大学における責任者とするガバナンス体制を整備している。適切な危機管理対策の実施に関しては、「安全マニュアル」を策定している。

「文星芸術大学教授会規程」において、教授会の役割を「学長等の求めに応じ、意見を述べることができる」と定め、審議する事項として「学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」を明示している。また、学長は複数委員会の委員長として関連規程に則してその権限を行使している。さらに、学則及び「文星芸術大学部局長会議規程」において、学長の諮問機関として全学的な教育上の業務運営をはかることを目的として部局長会議を置き、学長の諮問に応じて審議すべき事項を明確にしている。一方、理事会については「学校法人宇都宮学園寄附行為」において「学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定している。

以上のことから、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設けているものの、学長、副学長等の候補者の選考及び学部長、教務部長等の権限等については、規定することが望まれる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

「学校法人宇都宮学園経理規程」に予算の編成と執行について規定し、法人事務局長が予算総括責任者を担っている。予算編成については、法人事務局長が各経理単位（各設置校等）に対して依頼し、各経理単位が提出する事業計画案及び収支予算の概要を法人本部がとりまとめ、理事長査定の後、評議員会の諮問のうえ、理事会で議決する手続となっている。

予算執行については、一定額を超える事業等又は新規事業に係る執行を要する場合は、あらかじめ原議書による決裁が必要であり、その決裁の写しを伝票に添付している。予算執行における透明性については、提出を受けた総務課経理担当者が証憑書類として適正であるか確認し、勘定科目と金額が確定した後に出金している。出金後は会計システムに仕訳入力して予算執行状況について把握しており、適切に行っている。また、監査法人による会計監査では、通常監査及び決算監査を行っている。年度末の決算監査については、監査法人及び学内監事両者による監査報告書を作成している。

以上のことから、予算編成及び予算執行は規程に従って行っている。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

大学の運営に必要な事務組織の構成については、「学校法人宇都宮学園事務組

織規程」において、各組織や事務分掌等を規定している。

教員と職員の連携については、「教務委員会」や「学生委員会」等において、カリキュラム改正や学生の個別対応などに関して情報共有を行い、教職協働による取り組みを行っている。

職員の採用については、「学校法人宇都宮学園就業規則」において規定している。また、「学校法人宇都宮学園再雇用教職員の就業に関する規程」により、定年退職後の再雇用について規定している。なお、職員の業務評価については、人事考課として自己業務の見直しと評価を行い、業務効率の向上と改善を図っている。ただし、職員の昇任については関連規程等における定めがないことから、規定することが望まれる。

以上のことから、法人及び大学の運営にあたり、必要な事務組織を設けている。今後は、職員の昇任に係る規程等を整備し、より一層活性化を図ることが望まれる。

⑤ **大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。**

2018年に施行した「文星芸術大学におけるSDの実施方針・計画」において、「SD実施方針」及び「SD実施計画」を定めている。「SD実施方針」には、「建学の精神、教育理念、3つの方針等に関する理解に努め、それらに基づく姿勢・行動をとることができる教職員」等の求められる教職員像を掲げたうえで、大学運営に必要な知識・技能等を身につけるための研修を実施することを定めている。「SD実施計画」には、研修として「3つのポリシーに基づく大学の取り組みの自己点検・評価と内部質保証に関すること」「教学マネジメントに係わる専門的職員の育成に関すること」等の6つの要素で実施することを明示している。

上記のような方針・計画を策定している一方、従前は、毎年度の「SD研修会」の実施や外部団体の研修会やセミナー等に参加していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大以降は、業務多忙等の理由から研修を行っていない。また、現在大学において実施している職員の資質向上の取り組みとして、業務自己チェック表を活用した業務の効率化と改善を挙げているものの、これらはSDとはいえない。教員も含めた大学運営に必要な知識や技能等を研修する機会は設けておらず、大学運営をめぐる課題の高度化・複雑化に応じる教職員の職能開発は重要になっているため、もともと策定していた方針・計画に基づき、早急にSDを実施するよう是正されたい。

以上のことから、SDの実施方針・計画は定めているものの、教員も含めた大学運営に必要な知識や技能等を研修する機会は設けていないため、これを実施するよう是正されたい。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価について、「内部質保証に関する方針」に定めた定期的な点検・評価、その結果に基づく改善・向上に向けた取り組みは行っていないため、実施することが望まれる。

監査については、「学校法人宇都宮学園監事監査規程」に基づく監事による監査及び監査法人による会計監査を行っている。さらに、「文星芸術大学における公的研究費の内部監査規程」を定めているものの、これに基づく内部監査を実施していないため、内部監査の体制を整備し、規程に沿って実施することが望まれる。また、大学自らが公的研究費に係る内部監査のみならず、財務・教学全般に係る内部監査の必要性を認識しているため、これについても体制を整備し、実行することが望まれる。

以上のことから、大学運営の適切性に関する点検・評価を実施していないため、定期的な点検・評価を実施し、その結果に基づき改善・向上に向けて取り組むことが求められる。

<提言>

是正勧告

- 1) スタッフ・ディベロップメントを実施していないため、早急にこれを実施するよう是正されたい。

(2) 財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

「学校法人宇都宮学園中期計画（5ヵ年）令和2年度～令和6年度」において、財務上の目標として計画最終年度に「各学校単位での経常収支差額の収入超過を図ることで、法人全体経営基盤を安定させる」ことを掲げている。また、これを踏まえて、2023年9月に「学校法人宇都宮学園経営改善計画 令和5年度～9年度（5ヵ年）」を策定し、「計画最終年度における財務上の数値目標」として、法人全体、大学部門とも経常収支差額でプラスとなる具体的数値目標を掲げている。経営改善計画では、収入面においては、さまざまな施策により大学及びその他の設置校の入学者定員を確保することのほか、遊休資産の売却及び寄付金募集にて増収を図るとともに、支出面においては、人件費削減並びに毎年度の予算編成及び執行管理の徹底により経費の削減を図ることを目標とし、計画最終年度と

なる 2027 年度には、法人が設置する各学校における入学者数の確保に伴う学生生徒等納付金及び補助金の増加を前提とした財政改善を図ることを目指している。

また、2024 年 7 月には、経営改善計画の見直しを行い、大学部門において入学者数が増加したこと等を踏まえて、今後も一定の入学者数を見込んだうえで、計画最終年度に経常収支差額がプラスに転じるための新たな改善計画を示している。

以上のように、教育研究活動を安定して遂行するための中・長期の財政計画を策定しているが、今後は安定した財務基盤の確立に向けて、経営改善計画に掲げた改善方策を着実に実行していくことが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率については、「芸術系学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、人件費比率は一部年度を除き、法人全体、大学部門ともに高く、教育研究経費比率は低い。事業活動収支差額比率については、設置校である宇都宮文星短期大学を閉学したことにより改善はみられるものの、法人全体ではマイナスで推移しており、大学部門でも一部年度を除きマイナスで推移している。貸借対照表関係比率については、純資産構成比率は平均より高く、流動比率、総負債比率は低くなっている。「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が増加傾向にあり、かつ、著しく高い水準で推移しており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は著しく低い水準となっているため、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているとはいえない。経営改善計画については、現状を踏まえて毎年度見直しを行い、実効性のある方策を着実に実行し、財務基盤の確立に向けて早急に取り組むよう、是正されたい。

外部資金については、個人研究費の支給にあたり外部研究費等に応募をしていること等を条件とすることにより、外部資金獲得を推進しているが、2020 年度には科学研究費補助金を獲得しているものの、過去 3 年間の獲得実績がないことから、今後の更なる取り組みが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 法人全体の事業活動収支差額は経年的にマイナスで推移し、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が増加しており、著しく高い水準となっている。また、「要積立額に対する金融資産の充足率」は減少傾向にあり、かつ、著しく低い水準となっていることから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているとはいえない。経営改善計画については、

文星芸術大学

現状を踏まえて毎年度見直しを行うとともに、実効性のある取り組みを計画に沿って着実に実施し、早急に財務状況を改善するよう是正されたい。

以上

文星芸術大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称
1 理念・目的	文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学学則
	文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学大学院学則
	2023年度 学生便覧
	文星芸術大学ホームページ 教育理念
	文星芸術大学大学院ホームページ 教育理念
	学校法人宇都宮学園中期計画 令和2～6年度(5カ年) 本文
	経営改善計画関係資料(令和5年9月28日提出) 本文
2 内部質保証	内部質保証に関する方針
	文星芸術大学自己点検・評価規程
	文星芸術大学ホームページ 情報公開
	大学ポータルサイト 文星芸術大学
	IR推進センター設置規程
	学校法人宇都宮学園文書取扱規程
	再評価改善報告書
	内部質保証システム体制
	教職課程関連資料
3 教育研究組織	文星芸術大学図書館管理規程
	「文星・芸術文化地域連携センター」設置要綱
	帝京大学宇都宮キャンパスと文星芸術大学との教育・研究に関する協定書
	国際交流の推進に関する基本方針
4 教育課程・学習成果	文星芸術大学ホームページ ディプロマポリシー(学位授与の方針)
	文星芸術大学ホームページ カリキュラムポリシー(教育課程編成・実施の方針)
	文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学美術学部履修規程
	文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学大学院芸術研究科履修規程
	Web シラバス
	文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学学位規程
	文星芸術大学ホームページ 文星芸術大学大学院学位論文審査基準・学位論文審査細則等
5 学生の受け入れ	文星芸術大学ホームページ 入試案内
	文星芸術大学ホームページ 学生募集要項(総合型選抜入学試験[併願型])
	文星芸術大学ホームページ アドミッション・ポリシー(入学者受け入れ方針)
	文星芸術大学入学試験実施・作問部会内規
	文星芸術大学ホームページ 博士前期課程入学試験要項
	文星芸術大学ホームページ 博士後期課程入学試験要項
	入学試験・学生募集委員会規程
	文星芸術大学組織体制図
6 教員・教員組織	学校法人宇都宮学園就業規則
	自己点検・評価報告書2016
	文星芸術大学教員資格審査基準
	文星芸術大学教授会規程
	文星芸術大学大学院研究科委員会規程

	<p>文星芸術大学部局長会議規程</p> <p>文星芸術大学ホームページ 情報公開 専任教員数（年齢・職階・男女別）</p> <p>ティーチング・アシスタント規程</p> <p>スチューデント・アシスタントに関する規程</p> <p>各種委員会名簿（2023. 5. 10）</p> <p>文星芸術大学教員選考規程</p> <p>文星芸術大学教員の採用及び昇任に関する資格審査基準細目</p> <p>文星芸術大学 FD 委員会規程</p> <p>宇都宮市創造都市研究センターFD・SD 研修会開催要項</p>
7 学生支援	<p>文星芸術大学ホームページ オフィスアワー</p> <p>文星芸術大学ホームページ 在学者数と中途退学者数の推移</p> <p>文星芸術大学における障害のある学生支援規程</p> <p>『学生生活は危険がいっぱい』</p> <p>文星芸術大学キャンパスライフ向上委員会規程</p> <p>文星芸術大学ホームページ 就職者数・進学者数・進路状況</p> <p>修学支援新制度</p> <p>奨学金（企業・団体による支援）</p> <p>2023 年度文星芸術大学キャリアガイダンス予定表</p>
8 教育研究等環境	<p>学校法人宇都宮学園事務組織規程</p> <p>文星芸術大学施設管理規程</p> <p>文星芸術大学防火管理規程</p> <p>文星芸術大学ソーシャルメディア利用のためのガイドライン</p> <p>秋山記念文庫利用規程</p> <p>図書館利用案内（学生用）</p> <p>文星芸術大学ホームページ 図書館 資料検索</p> <p>文星芸術大学ホームページ 図書館「学外者の利用」</p> <p>文星芸術大学個人研究費規程</p> <p>文星芸術大学における公的研究費の取り扱いに関する規程</p> <p>文星芸術大学における競争的資金等の運営・管理に関わる全ての構成員の行動規範</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>地域連携推進方策について</p> <p>地域連携事業分析</p> <p>地方創生と大学の役割（抄録）</p> <p>大学コンソーシアムとちぎ</p> <p>宇都宮市創造都市研究センター</p> <p>作新学院大学と文星芸術大学との教育・研究に関する包括連携協定書</p> <p>文星芸術大学ホームページ 地域連携センター</p> <p>とちぎ子どもの未来創造大学</p> <p>株式会社足利銀行と学校法人宇都宮学園文星芸術大学との地域づくり講座に関する覚書</p> <p>文星・芸術文化地域連携センター事業報告（2021 年度）</p> <p>文星・芸術文化地域連携センターコア会議議事録</p> <p>地域課題共同研究に関する覚書</p> <p>帝京大学宇都宮キャンパスと文星芸術大学間の共同副専攻に関する覚書</p> <p>共同副専攻の開設について</p>
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	<p>文星芸術大学の経営方針について（2022. 5. 30）</p> <p>文星芸術大学学長選任規程</p> <p>文星芸術大学副学長等選任規程</p> <p>文星芸術大学附属図書館長選考規程</p> <p>学校法人宇都宮学園寄附行為</p> <p>学校法人宇都宮学園経理規程</p> <p>学校法人宇都宮学園規程集</p> <p>学校法人宇都宮学園理事・評議員名簿（令和 5 年 4 月 1 日現在）</p> <p>学校法人宇都宮学園事務組織規程</p> <p>文星芸術大学における SD の実施方針・計画</p>

10 大学運営・財務 (2) 財務	学校法人宇都宮学園財務諸表 (2018 年度～2022 年度)
	5 ヶ年連続財務計算書類 (様式 7-1)
その他	設置基準上必要となる教員数、校地・校舎面積の算出根拠
	研究指導教員基準数根拠
	財務計算表 (別紙 1)
	経営改善計画実施工程表 (別紙 2)
	2023 年度_FD 委員会報告
	2023 年度_博士前期課程スケジュール等
	2023_博士後期課程スケジュール
	2023 年度_財務諸表・監査報告書
	財務計画表 (別紙 1)

文星芸術大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	学校法人宇都宮学園理事会議事録（令和5年9月19日開催）
	2024年度将来計画委員会議事録
2 内部質保証	2021年度FD委員会報告
	2022年度FD委員会報告
	2023年度FD委員会報告
	文星紀要第33号
	文星紀要第34号
文星紀要第35号	
3 教育研究組織	2019年度教授会議事録
	2020年度教授会議事録
	2021年度教授会議事録
	2022年度教授会議事録
	2023年度教授会議事録
	2016年度第2回学部・学科再編プロジェクト班会議事録
	経営改善計画関係資料（令和5年9月28日提出）本文
4 教育課程・学習成果	オリエンテーション説明カリキュラム等
	カリキュラムツリー（デザイン）
	カリキュラムツリー（マンガ）
	カリキュラムツリー（総合造形）
	研究指導概要（博士前期）
	研究指導概要（博士後期）
	履修登録増加単位（CAP）
	2023年度卒業時アンケート集計結果
	2023年度博士課程授業評価結果
	2023年度特定課題審査・最終試験評価表
	FD委員会資料_年度別入学者2020-2022（2023年度状況）
	FD資料在籍者数（2023.5.1現在）
	FD資料在籍者数（過年度）
	2021年度教務委員会報告書
	2022年度教務委員会報告書
	2023年度教務委員会報告書
	2023年度履修者数・単位修得者数
	ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）一覧
シラバス記入例	
文星ポータルサイトマニュアル（シラバス登録）	
5 学生の受け入れ	令和5年度学校法人宇都宮学園事業報告書
	令和6年度学校法人宇都宮学園事業計画書
	入学試験進行管理関係資料
	「入学試験・学生募集委員会」での点検・評価結果
6 教員・教員組織	教員組織編制方針（案）
	文星芸術大学入試（アドミッション）コーディネーター設置要項
	アドミッションコーディネーター任命書
	2023年度研究倫理eラーニング受講
	2021年度研究倫理eラーニング受講
	2022年度研究倫理eラーニング受講
	ティーチング・アシスタントに関するガイドライン
	ティーチング・アシスタント採用計画書【記入例】（大学院生）
	ティーチング・アシスタント規程

	<p>スチューデント・アシスタントに関する規程</p> <p>文星芸術大学教員選考規程</p>
7 学生支援	<p>各年度退学率</p> <p>前期実技科目不合格者一覧表</p> <p>ライティング講座実施要項</p> <p>日本語能力検定試験N1合格者</p> <p>障がい学生に関する基本方針</p> <p>文星芸術大学 障がい学生支援の流れ</p>
8 教育研究等環境	<p>2023 年度 ICT・施設整備委員会報告</p> <p>2024 年度 ICT・施設整備委員会報告</p> <p>シラバス（造形文化特論）</p> <p>シラバス（芸術学特論Ⅰ）</p> <p>個人研究費内訳表</p>
9 社会連携・社会貢献	<p>「地域連携推進方策」の策定について（通知）</p> <p>「地域連携推進方策」の一部改正について（通知）</p> <p>「地域連携推進方策」の一部改正</p> <p>課題解決型学習（PBL：Project Based Learning）について</p> <p>ホームページにおける情報発信について</p> <p>地域連携プラットフォーム構築に関するガイドライン</p> <p>センターコア会議における留意点について</p> <p>「大学の役割と今後の地域づくり」と文星芸術大学芸術文化地域連携センターについて</p> <p>地域課題共同研究に関する覚書</p> <p>芸術文化地域連携センターコア会議議事録（2020. 3. 12）</p> <p>「地域連携推進方策」の策定</p> <p>芸術文化地域連携センターコア会議議事録（2021. 5. 12）</p> <p>芸術文化地域連携センターコア会議議事録（2022. 6. 8）</p> <p>芸術文化地域連携センターコア会議議事録（2023. 5. 10）</p>
10 大学運営・財務 （1）大学運営	<p>安全マニュアル（2022 年 4 月発行版）</p> <p>学校法人宇都宮学園経理規程施行細則</p> <p>経営改善計画関係資料（令和 5 年 9 月 28 日提出）本文</p>
その他	<p>5. 様式 13 面談出席者名簿（文星芸術大学）</p> <p>2024 年度 TA 申請一覧</p> <p>ポートフォリオ（デザイン）</p> <p>内部質保証_学長プレゼン資料</p> <p>経営改善計画関係（令和 6 年度）本文</p> <p>財務計画表（別紙 1）令和 6 年度</p>